

寒川町訓令第 6 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程を次のように定める。

平成 30 年 11 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るために町の公用車(寒川町庁用自動車管理規程(平成2年寒川町告示第28号)第3条第2項第1号から第3号までに規定する自動車をいう。以下同じ。)に設置する、ドライブレコーダー等(ドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車に設置し、周囲の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより電磁的記録媒体に記録された画像及び音声をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 ドライブレコーダーに装着するメモリーカードをいう。

(個人情報保護)

第3条 職員は、寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)に基づき、ドライブレコーダー等を管理し、及び運用しなければならない。

(統括管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダー等の適正な管理及び運用を図るため、統括管理責任者及び管理責任者(以下「統括管理責任者等」という。)を置く。

2 統括管理責任者は総務部施設再編課長を、管理責任者は当該公用車を所管する課等の長をもって充てる。

(ドライブレコーダーの設定)

第5条 ドライブレコーダーの記録方法、記録画質その他の必要な設定は、統括管理

責任者が指定する。

(ドライブレコーダーの操作)

第6条 職員は、ドライブレコーダーが設置された公用車を運転するときは、当該ドライブレコーダーによる記録を中止してはならない。ただし、統括管理責任者が特に認めたときは、この限りでない。

(データの保存等)

第7条 データの保存は、電磁的記録媒体に行うものとする。

2 電磁的記録媒体に記録されたデータの保存期間は、当該電磁的記録媒体に記録されたときから当該電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでの間とする。

(データの取だし)

第8条 電磁的記録媒体からのデータの取だしは、第10条の規定によりデータを利用しようするとき、第11条の規定によりデータを提供しようするとき又は統括管理責任者が特に必要と認めるときに限り、行うことができる。

2 前項の取だしをする場合は、管理責任者は、統括管理責任者に対し取だしを依頼するものとする。

3 前項の規定による依頼を受けた統括管理責任者は、当該依頼に係る取だしが適当であると認めるときは、指定した職員にデータの取だしを行わせるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、特に緊急にデータの取だしを行う必要があるときは、職員は、管理責任者の指示により、データの取だしを行うことができる。

5 前項の規定によりデータの取だしを行ったときは、当該管理責任者は、統括管理責任者にその旨を速やかに報告するとともに当該データを回付しなければならない。

(データの取扱い)

第9条 統括管理責任者等は、データの真正性を確保し、及びデータの不正利用を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) データを加工又は複製することなく撮影時の状態を保持できるようにすること。
- (2) 総括管理責任者等以外の者がデータを利用し、持ち出し、又は外部へ提供しないようにすること。
- (3) パスワード等により、データの漏えい、改ざん等不正に利用されないことがないようにすること。

(データの利用及び外部への提供)

第 10 条 データは、交通事故及びこれに類する事案(以下「交通事故等」という。)の状況又は原因を明らかにするために利用するとき若しくは法令に基づき利用するときを除き、これを利用してはならない。

第 11 条 データは、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、これを外部へ提供してはならない。

- (1) 交通事故等の状況又は原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 法令に基づき提供を求められたとき。

2 総括管理責任者は、データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 提供年月日
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 提供の目的及び理由
- (4) 提供したデータの内容

3 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータを完全に消去する等の必要な措置を講ずること。

(データの消去)

第12条 第8条の規定により取り出されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、直ちに消去しなければならない。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月30日から施行する。